

資料 1

国が定める基本計画のフォローアップについて

報告時期とその内容

報告時期	NO	項目	具体的内容	報告様式
毎年 6 月末	1	49 事業の実績額及び進捗状況等 (前年度分)	認定基本計画に掲げられている、 <u>数値目標の達成のための 49 事業の実績額と進捗状況等について報告</u>	報告様式 1 (p.7)
	2	4 つの数値目標のフォローアップ (前年度分)	認定基本計画で設定する <u>4 つの数値目標毎に最新の数値を確認した際、目標毎にフォローアップを実施し、その結果を報告</u> また、 <u>4 つの数値目標のフォローアップが出揃った段階で、計画全体に関するフォローアップを総括し、報告</u>	報告様式 2 のうち、 、 ~ (p.8~11)
最新の数値確認後、随時	3	4 つの数値目標の最新数値の確認	認定基本計画で設定する <u>4 つの数値目標毎に最新の数値を確認した際、報告</u>	報告様式 2 のうち、 [1][2]1 . (p.9)
土地利用方針に関する重大な変更等があった場合、実施後報告	4	その他	都市計画マスタープランの改定、準工業地域における大規模集客施設の立地規制に関する条例施行等認定時点で実施予定としていた内容について、実施後報告。更に、土地利用方針に関する重大な変更があった場合も同様	報告様式 2 のうち、 (p.12)

認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップ等について

認定市町村 担当者 各位

平成19年12月20日
内閣官房地域活性化統合事務局
内閣府中心市街地活性化担当室

1. 「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針(基本方針)」及び「中心市街地活性化計画認定申請マニュアル(マニュアル)」により、認定市町村は毎年度認定基本計画に掲げられた取組の実績額及び進捗状況を報告するとともに、認定基本計画の進捗状況について数値目標の確認を含めたフォローアップを実施することになっていきます(法律上、認定基本計画の実施状況について内閣総理大臣は報告を求めることができることとなっています)。
2. 本件について、19年10月26日付で「認定基本計画に掲げられた取組の実績額及び進捗状況等」及び「フォローアップ」の報告の在り方(報告様式・時期等)に関し、市町村各位に照会を行わせていただきました。その後、関係省庁と協議し、そこで寄せられたコメント・提案等も踏まえ、当事務局及び担当室(以下、当室)では「実績額報告調書」「フォローアップ」について別添のとおりまとめました。
19年10月26日時点からの変更点は報告様式1の実績額の単位(千円)のみ。
3. 各市町村におかれましては、今後、別添のとおり御報告願います。

連絡先：内閣官房地域活性化統合事務局
内閣府中心市街地活性化担当室
原田・水越・藤川
電話：03-5510-2337
FAX：03-3591-0022
提出先：yoshihisa.fujikawa@cas.go.jp

当室では、「認定基本計画に掲げられた取組の実績額及び進捗状況等」及び「フォローアップ」報告に関して、各市町村におかれましては、以下のとおり報告いただきます。(別紙：補足資料参照)

認定基本計画に掲げられた取組の実績額及び進捗状況等の報告

項目	具体的内容	報告様式	報告時期
取組の実績額及び進捗状況等	認定基本計画には、設定数値目標の達成のため各種事業が掲げられていますが、個々の「取組」について事業の実績額と進捗状況等について報告してください。	報告様式 1	事業年度の翌年 6 月末迄

認定基本計画のフォローアップ等

項目	具体的内容	報告様式	報告時期
数値目標の最新数値の確認	認定基本計画で設定した数値目標毎に最新の数値を確認した際に、報告してください。 (数値目標のフォローアップを実施しない場合でも、最新数値を確認した際には報告してください)。	報告様式 2 のうち、各目標で掲げる項目 [1] [2] 1 .	数値目標毎に先日の当室依頼に対し各市町村の報告された時期 (最新の数値確認後、直ちに報告)
数値目標のフォローアップ	認定基本計画で設定した数値目標毎に最新の数値を確認した際に、直ちに数値目標毎にフォローアップを実施し、当該フォローアップ結果を報告してください。 また、全ての数値目標に関するフォローアップが出揃った段階で、認定基本計画全体に関するフォローアップを総括し、報告してください。	報告様式 2 のうち、 ~ の目標毎	数値目標毎に先日の当室依頼に対し各市町村の報告された時期にフォローアップを了し、毎年 6 月末か 12 月中旬のいずれか直近の時期 初回は H20 年度 6 月末から報告開始
その他	都市計画マスタープランの改定、準工業地域における大規模集客施設の立地規制に関する条例施行等認定時点で実施予定としていた内容について、実施後報告してください。更に、土地利用方針に関する重大な変更があった場合も同様です。	(設定目標数により番号は ずれますが、) 報告様式 2 のうち、「 .その他」	先日の当室依頼に対し各市町村の報告された時期 または、土地利用方針に関する重大な変更等があった場合は、実施後直ちに報告

補足資料

1. 認定基本計画に掲げられた取組の実績額及び進捗状況等の報告について

「基本方針」及び「マニュアル」では、毎年度、認定市町村は認定基本計画に掲げられた取組の実績額及び進捗状況を報告することとなっていますが、本件については、「認定中心市街地活性化基本計画実績報告調書」(報告様式1)により御報告いただきます。

報告時期としては、予算執行次年度の6月末頃を提出期限とさせていただき、当室担当が市町村担当各位と御相談しながら、内容等を確認しつつ、報告調書をまとめる考えです。

また、事業毎の進捗管理を円滑に実施する観点から、報告様式1の「実績報告調書」を御覧いただければお分かりなると思いますが、認定基本計画に記載された事業毎に、「事業計画」「従来の進捗状況」「本年度の進捗状況」「その他、留意点等」が1枚のシートで一目で分かる報告調書となるように目指していることから、認定基本計画に記載されている事業数に応じてシートの枚数が変わり多少煩雑になりますが御協力ください(事業終了後は、そのまま過去に実施された各事業の報告書になります)。

なお、本報告調書の個票そのものは一般公表を前提としていませんが、情報公開の観点から一般に公表される場合があることを想定して記載してください。

2. 認定基本計画のフォローアップについて

認定基本計画には複数の目標が掲げられ、目標毎に数値目標が設定されていますが、認定基本計画に記載されたフォローアップ時期に数値指標の確認を含むフォローアップを実施することとなっています。

「フォローアップ」に関し、当室では「認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告」と題する報告様式(報告様式2)を用意しました。常に最新の動向を把握するため、数値目標毎に定められた時期にフォローアップを了し、毎年6月末か12月中旬のいずれか直近の時期に当室に報告してください(報告様式で言えば「 」「 」「 」「 」等を報告することとなります)。

ただし、初回はH20年度6月末から報告開始とさせていただきます。

言うまでもなく、「認定基本計画」は「目標の寄せ集め」ではなく、各目標の達成により、中心市街地活性化という「認定基本計画」の大目標を達成するものですから、全ての個別目標に関するフォローアップを了した時点で、認定基本計画全体に関するフォローアップを総括し、報告してください(報告様式で言えば、「 . 総括」に該当)。その時点で、全体報告書がまとまるというイメージです。

また、数値目標毎に最新の数値を確認されましたら、確認結果を直ちに当室に報告してください。最新の数値の確認結果を把握することが目的ですので、数値目標のフォローアップを実施した後、併せて報告するという事はないようお願いします。

なお、報告様式の「 . その他」については、記載すべき事項が生じた場合に随時リバイスし報告してください。

更に、フォローアップ結果の内容は、「基本方針」及び「マニュアル」の規定通り一般に公表されることとなります。この点、各市町村においても、認定基本計画のフォローアップ等を住民に公表されることになるとは思いますが、当室による公表も御念頭においてください。

フォローアップ結果の公表だけでなく、国は認定基本計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報提供・助言等の支援措置を講ずると法律上定められていることから、フォローアップ結果が順次提出され次第、当室担当は市町村各位と連絡を取りつつ、内容等を確認し、必要に応じて報告書の修正等をお願いすることがあります。この点、御承知おきください。

フォローアップの在り方は、これまで各種意見を踏まえ検討してきたものの、今後より良い方法となるよう試行錯誤を行い、その結果修正していくことになると考えます。市町村から提出されたフォローアップ結果を踏まえ、随時報告内容等を見直して行きますので、併せて予め御承知おきください。

報告様式に基づき、「フォローアップ報告書全体の構成」及び「個別目標のフォローアップの構成」を例示すると、以下の通りです。

フォローアップ報告書全体の構成

報告全体の総括（ ）

個別目標のフォローアップ

目標

目標

目標

目標

・その他「基本計画の重要事項に関する変更等」

個別目標のフォローアップの構成

[1] 「目標における数値目標の設定及びその達成に向けた考え方」

… 数値目標設定の考え方や主要事業等の取組が数値目標の達成にどのように寄与するのか等、認定基本計画の内容の要約

[2] 「数値目標の達成状況、取組の進捗状況の分析及び現時点の評価等」

1 . 数値目標の達成状況

2 . 数値目標に係る取組の進捗状況の分析及び現時点での評価等

(1) 認定基本計画に記載された取組の進捗状況の分析

(2) 現時点の進捗状況に対する評価等

… 1 . では「基本計画」に記載された数値目標の確認(追加指標があれば報告)

2 . (1) では、(2) の評価に先立ち、事業等の「取組」の進捗状況を分析してください。

「基本計画」に記載された「取組」は「目標」達成のための手段です。進捗が芳しくない場合、「事業」の見直しを考えられるかもしれませんが、ここでは、進捗不振、効果の発揮できない原因等を分析するに止めてください(具体的な見直し案等があれば、次項「今後の対応」で記載してください)。

なお、中心市街地内での大型店閉店等、基本計画策定後に当初予想しなかった環境変更が発生し、基本計画の進捗に大きな影響を与えるに至った場合、2 . (1) の補足として御報告してください。例示から推察できるように、本項は極めて例外ケースであり、基本計画申請・認定時に想定できなかった正当事由があることが、本項の記載には必要です。

2 . (2) では、1 . 及び2 . (1) を踏まえ、全体として「数値目標に係る取組の進捗状況」を評価ください。数値目標達成が困難と予想される場合等には、現行計画の取組の問題点・改善点等の課題を簡潔にまとめてください(改善案等は、次項「今後の対応」で記載してください)。

[3] 「数値目標達成の見通し及び今後の対応」

1 . 数値目標達成の見通し

… 「見通し」では4ケースほどを想定。Case 分類は報告様式を参照してください。

2 . 今後の対応について

… Case 3 及び4の場合、今後の対応については、第三者(各認定市町村の住民等)が納得できる形で、見直しいただく必要がありますので、この点、格段の御配慮をお願いします。

都道府県 市町村						平成 年 月現在
認定基本計画の分類	章	事業分類			事業掲載ページ	
事業名					事業期間	
支援措置名					支援期間	
事業概要						
(単位:千円)	年度	年度	年度	年度	年度	実績額計
事業額						0
うち国費						0
進捗状況等						
前年度までの進捗状況			前年度までのスケジュール			
本年度の進捗状況			今後のスケジュール			
その他						

平成19年度 認定中心市街地活性化基本計画 実績報告調書
(記載例)

内閣県 内閣市						平成20年3月現在
認定基本計画の分類	章	4	事業分類	(2)	事業掲載ページ	50
事業名	内閣府再開発事業				事業期間	H18～H23
支援措置名	市街地再開発事業				支援期間	H19～H23
事業概要						
(認定基本計画の事業に記載している事業内容を簡潔に明記)						
(単位:千円)	年度	年度	年度	年度	年度	実績額計
事業額						0
うち国費						0
事業概要						
前年度までの進捗状況			前年度までのスケジュール			
<ul style="list-style-type: none"> 当初予定どおり、平成18年度に都市計画決定を行った。 			<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度 都市計画決定 			
本年度の進捗状況			今後のスケジュール			
<ul style="list-style-type: none"> 当初予定通り、来年度組合設立認可に向けて準備中。 事業進捗率 % (1) 			<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度 組合設立認可予定 平成21年度 権利変換計画認可予定 平成23年度 完成予定 			
その他						
<ul style="list-style-type: none"> 留意点や見直しの必要性等がある場合(2) 						

1 進捗率については可能な限り、事業費ベースで算出。

2 事業が所期の計画・構想通り進捗していない場合、その留意点、事業計画の見直しの必要性等について記載。

平成 19 年度 認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告
(記載例)

平成 年 月 日
県 市

(記載例) 本報告は公表されることを前提に記載してください。

・ 総括

認定基本計画に設定された各目標に基づく数値目標フォローアップ結果が全て出揃った段階で、本項を記載してください。

本総括においては、簡潔で理解されやすい、ストーリー性のある記載に心掛けてください。また、必要に応じてデータやグラフ等を用いるなど、視覚的な表現により、内容の理解を深められるよう考慮してください。

以降の各論において目標毎に詳細を記載することになりますが、本総括では認定基本計画に掲げられた各目標の設定理由及びその意味づけについて概括してください。

また、各目標に基づく「数値目標」のフォローアップ結果を踏まえ、本総括では「目標」毎の達成状況を考慮し、認定基本計画全体の進捗状況を分析・評価し、それを受けて如何なる対応策を講ずるか等について総括してください。

2. 数値目標に係る取組の進捗状況の分析及び現時点の評価等

(1) 認定基本計画に記載された取組の進捗状況の分析

毎年6月末に提出する実績報告調書を適宜活用し、数値目標に寄与する事業等の取組の進捗状況（進捗不振、効果の発揮できない原因、成果、反省点等）の分析を行ってください。

（補足）

中心市街地内での大型店閉店等、基本計画策定後に当初予想しなかった環境変化が発生し、基本計画の進捗に大きな影響を与えるに至った場合等、上記以外に考慮すべき要因、背景等があれば、同様に分析してください（逆に、所期を上回る効果をあげている場合も同様です）。

例えば以下のようなものが考えられます。

中心市街地をとりまく状況の変化

- ・ 中心市街地内での大型店閉店・公共施設の閉鎖、郊外大型店の新規出店等、周辺をとりまく状況の変化等
- ・ 中心市街地活性化関連事業以外の要因による経済効果等

数値目標を設定した際の前提条件の変化

店舗面積あたりの販売額、1世帯当たりの人口、民間マンション・商業施設、イベントの参加者数、アンケート調査に基づく滞在時間・来街目的・1回当たりの買い物金額等

(2) 現時点の進捗状況に対する評価等

1. 及び2.(1)の分析結果を踏まえ、全体として「数値目標に係る取組の進捗状況」を評価するとともに、数値目標の達成が困難と予想される場合等には、現行計画の取組の問題点・改善点等の課題を簡潔にまとめてください。

[3] 数値目標達成の見通し及び今後の対応

1 . 数値目標達成の見通し

[2] を踏まえ、数値目標達成の見通しについて市町村としてどのように判断しているか(下記 Case から選択)と、そのように判断する理由を合理的・客観的な内容で記載してください。

Case 1 「数値目標達成は相当程度の余裕を以て可能である」

Case 2 「基本計画は概ね想定通り進んでおり、数値目標達成も所期通り可能である」

Case 3 「基本計画の進捗にはかばかしくない面はあるものの、数値目標達成は可能であり、達成に向けて最大限努力する」

Case 4 「基本計画の進捗に想定程度の支障が発生しており、計画期間内の数値目標達成が困難になった」

2 . 今後の対応について

(1) 今後の対応

1 . 数値目標達成の見通しを踏まえ、「現行の取組で十分か否か」、「追加対策を講じる必要があるか否か」、「現行の取組を拡充すれば数値目標達成が可能なのか」等について検討し、今後の対応を記載してください。その際、中心市街地活性化協議会、庁内等どのような体制で対応していくかについても併せて記載してください。

特に、Case 3 の場合、原則として数値目標達成の考え方及びその達成手段である事業等の取組を見直す必要があると考えます。仮に、現行のままでも数値目標の達成が可能と判断される場合は、十分な裏付けを示すなど、その判断の合理性・妥当性を明記してください。

また、Case 4 の場合、直ちに基本計画作成段階に立ち返り、数値目標及びその達成手段である事業等の取組を見直す必要があります。基本計画の変更等が必要となる場合もあり得ますので、中心市街地活性化協議会等の関係者と十分に調整した上で、対応方針を決定してください。

(2) 対応の具体的内容

対応の具体的内容、当該対応によって数値目標達成の蓋然性が高まることを合理的・客観的に記載してください。

(数値目標を既に達成している、若しくは計画期間終了前に相当余裕を持って数値目標達成しそうな場合)

既に数値目標を達成している、若しくは計画期間終了前に十分な時間的余裕を持って数値目標を達成しそうな場合には、実績水準以上の数値目標引き上げを行うか否かを検討してください。

数値目標を引き上げる場合には、引き上げ幅について具体的かつ合理的に説明してください。

現時点の実績水準以上に数値目標を引き上げない場合は、将来の見通しの根拠を含め、引き上げを行わない理由を具体的かつ合理的に説明してください。

- . 目標「まちなか居住の推進」
- . 目標「商業の活性化」
- . 目標「公共交通の利便性向上」
-

1つの目標に対して、複数の数値目標を設定している場合は、数値目標毎に[1]から[3]まで記載してください。また、複数の目標に対して、1つの数値目標を設定している場合は、目標のタイトル部分に複数の目標を記載してください。

. その他

「基本計画の重要事項に関する変更等」

都市計画マスタープランの改定、準工業地域における大規模集客施設の立地規制に関する条例施行等、認定時点で実施予定だったものについて、実施後の内容について記載してください。土地利用方針に関する重大な変更を行った場合には、変更内容を記載してください。

(改定された都市マス、大規模集客施設の特別用途地区等の都市計画決定及び条例等、関係資料も併せて送付してください)

その他地域ぐるみの取組状況等、特段記述する事項がある場合には記載してください。

(参考)

中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（抄）

6. 認定基本計画の実施状況についての評価の実施等

(1) 認定基本計画の進捗状況の把握

市町村は、計画期間中に、認定基本計画に掲げた取組の着実な実施を通じて目標が達成できるよう、定期的にフォローアップを行うものとする。このフォローアップにおいては、市町村は、設定した数値目標に係る指標についても確認するものとする。

なお、その結果、認定基本計画に記載された事項と中心市街地の現状や事業等の実施状況等から判断し、必要と認められる場合には、速やかに当該認定基本計画の見直しを行い、見直した基本計画について、再度認定の申請を行わなければならない。

内閣総理大臣は、基本計画の認定を受けた市町村に対し、認定基本計画に掲げた目標の達成状況等について、報告を求めるとともに、その内容を公表する。

(2) 施策の実施状況の事後評価

政府は、中心市街地の活性化に資する施策の実施状況等について、以下により事後評価を実施する。この場合に、市町村の負担を軽減する観点から、各府省庁における予算執行事務体制等を活用しつつ、実績額等の把握を行うこととする。

各府省庁は、毎年度、認定基本計画に位置付けられた取組に係る所管事業に対する予算及び配分額を把握し、内閣総理大臣に報告する。内閣総理大臣は、各府省庁の報告に基づき、政府における認定基本計画に対する予算及び配分額を取りまとめ、公表する。また、市町村は、毎年度、認定基本計画に位置付けられた取組の実績額や進捗状況等について、報告するものとする。

内閣総理大臣は、(1) 及び(2) の報告に基づき、政府全体の施策の実施状況等について定期的に評価を行う。なお、内閣総理大臣が、評価を実施するに当たり、関係行政機関は、必要な協力を行うものとする。

(参考)

中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル(抄)

7. 認定基本計画の実施状況についての評価の実施等

(1) 認定基本計画の進捗状況の把握

市町村は、認定基本計画に掲げた取組の着実な実施を通じて目標が達成できるよう、計画期間中の適切な時期に、数値目標の確認を含めたフォローアップを行うものとします。その時期や回数は、本マニュアル 2.(1) ~ に従い基本計画に記載してください。

なお、その結果、認定基本計画に記載された事項と中心市街地の現状や事業等の実施状況等から判断し、必要と認められる場合には、速やかに当該認定基本計画の見直しを行い、見直した基本計画について、変更の認定申請を行わなければなりません。

内閣総理大臣は、基本計画の認定を受けた市町村に対し、上記 の数値目標のフォローアップ結果について、報告を求めるとともに、その内容を公表します。

この他認定基本計画の実施の状況について、上記 のフォローアップの時期を踏まえ、内閣総理大臣が報告を求めます。

(2) 施策の実施状況の事後評価

政府は、中心市街地の活性化に資する施策の実施状況等について、以下により事後評価を実施します。この場合に、市町村の負担を軽減する観点から、各府省庁における予算執行事務体制等を活用しつつ、実績額等の把握を行うこととします。

各府省庁は、毎年度、認定基本計画に位置付けられた取組に係る所管事業に対する予算及び配分額を把握し、中心市街地活性化本部事務局(以下「本部事務局」という。)に報告します。本部事務局は、各府省庁の報告に基づき、政府における認定基本計画に対する予算及び配分額を取りまとめ、公表します。また、市町村は、毎年度、認定基本計画に位置付けられた取組の実績額や進捗状況等について、報告するものとします。

本部事務局は、(1) 及び(2) の報告に基づき、政府全体の施策の実施状況等について定期的に評価を行います。なお、本部事務局が、評価を実施するに当たり、関係行政機関は、必要な協力を行うものとします。